

■ 第 146 回 新潟市農業振興地域整備審議会

日時：平成 29 年 12 月 21 日（木）午前 10 時から

場所：白山会館 2 階 大平明浄の間

（司 会）

これより、第 146 回新潟市農業振興地域整備審議会を開催いたします。

はじめに、新潟市農林水産部長村上よりごあいさつをさせていただきます。

（農林水産部長）

皆さん、おはようございます。委員の皆様にはご多用のところ、本審議会にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。また、日ごろから本審議会の運営及び本市の農業政策の推進につきまして、ご理解とご協力をたまわりまして、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

国のほうでは、地域の活力創造プランに基づきまして、担い手への農地の集積・集約化と基盤整備と連携していくことや、平成 30 年産からの米政策の改革ということを着実に推進していき、需要に応じた米づくりができるように体制を構築して、農業者が自由に経営展開ができる環境を整備するということで、所得向上を図っていくということをうたっております。

いよいよ来年平成 30 年ですが、今、申し上げましたように本市の最も重要な農産物である米につきましても転換期を迎えることとなります。こうした中で、本市の農業者、関係する団体が将来に希望を持って、農業に関わりを持ち、また市民の皆様が農業や食文化に対する理解を深めていくというためには、農業者、関係団体、そして行政が一体となって対応していくことが重要と考えております。そのためにも、まず農業振興地域の整備がしっかりと運用され、農地が農地として効率的かつ有効に利用されることが非常に重要であると考えております。そのうえで、担い手への集積・集約ですとか、ほ場整備による耕作状況の改善、園芸作物の導入、さらに ICT の技術を導入することによる作業の効率化。そういったところでの生産面での取組み、それから作ったものが売れないといけないということで、首都圏をはじめとした消費地のマーケティングですとか、販売の強化といったことに取り組んでいかなければならない課題が山積しているという状況でございます。

さらに、新潟市は国家戦略特区の指定を受けておりますけれども、こうした規制緩和を活用して営農している特例農業法人ですとか、農家レストランの運営など新しい取組みも進んでいるところでございます。本審議会でご審議いただいている農業振興地域の関係というこ

とでは、農業以外のところでも今、私ども新潟市役所の経済部のほうで進めておりますけれども、企業立地プランということで、新たな工業用地の確保といったことも進めていくという予定になっております。

今後、農業と工業、そしてまちづくりが調和した形で土地利用計画を検討していかねばならないということで、本審議会に与えられている役割も非常に大きなものになっていると考えてございます。私どもといたしましては、今後も、農業構想で策定されている多様な施策に取り組みますとともに、農業が有する多様な効果を発揮していくということで、農業構想の将来像である「食と花の都」を確立していきたいと考えております。

最後になりますけれども、本日は、委員の皆様の2年間の任期において、最後の会議開催となるということになってございます。今後も農業政策を取り巻く様々な課題に向かって、現在の農業構想に安住することなく、緊張感を持って施策を推進し、産業としての本市農業の飛躍に尽力してまいりますので、本日も活発なご議論のほど、よろしくお願いたします。

簡単ではございますけれども、開会にありましてごあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

(司 会)

続きまして、議事に入ります前に、本審議会開催前に2名の委員の交替がありましたので、ご紹介させていただきます。お一人目、亀田郷土地改良区理事長齋藤博文様です。

お二人目ですけれども、本日ご欠席であります。新潟みらい農業協同組合経営管理委員会会長の梨本勉様です。本日ご欠席です。こちらの方々の委嘱状につきましては、先日、農林水産部長より交付させていただいております。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、今回の委員の出席状況をご報告いたします。全委員14名のうち、本日、新潟みらい農協の梨本委員、新潟市農協の坂井委員がご欠席です。14名中12名で過半数を超えておりますので、審議会規則第5条第2項により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様のほうには、事前に資料を送付させていただいているところです。資料をご確認いただければと思いますが、次第、資料1として委員名簿、資料2-1「新潟市農業構想の進行管理について」、資料2-2「新潟市農業構想 目標の達成状況と評価」、資料3-1「横越農業振興地域のうち農用地利用計画等の変更について」、資料3-2「新潟農業振興地域のうち農用地利用計画等の変更について」、資料3-3「新津農業振興地域のうち農用地利用計画等の変更について」、資料3-4「白根農業振興地域のうち農用地利用計画等の変更について」、資料3-5「巻農業振興地域のうち農用地利用計画等の変更について」、資料3-6「西川農業振興地域のうち農用

地利用計画等の変更について」です。続いて、資料4「平成28年度市街化調整区域における新潟市農畜産物直売所設置について」、資料5「平成30年度以降の本審議会について」です。また、各委員には資料3-1の差し替えを一枚、配付させていただいております。資料3-1の説明の際、こちらを差し替えのうえ、ご覧になっていただければと思います。以上が、資料となりますけれども、不足等はありませんか。もしありましたら、お申し付けいただければと思います。

これより、議事に移らせていただきます。議事進行は、審議会規則におきまして、会長が議長を務めるとありますので、会長からお願いしたいと思います。また、本日の終了は11時30分を予定しております。大変恐縮でありますけれども、そのことを一つ念頭に置いていただければと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

(平泉会長)

平泉と申します。よろしくお願いいたします。

新潟県は、米の主産地ですけれども、新潟市も広大な水面が広がる米どころです。米に関する政策では、周知のように生産調整といいますか、いわゆる減反政策が今年で終わりました。来年からは国は行政の施策としての減反政策となります。現在、懸念されているのは、減反政策がなくなって、生産過剰が強まって、原価が下落してしまうことです。新潟市は、魚沼のような区分上乘の地域ではなく、出荷単位としては新潟一般に入っていて、銘柄米ではあっても、特に競争力が強い産地とは言えないかと思います。現在、減反政策が終わった現時点こそ、米産地としての再構築が求められている地区だと思われれます。スーパーに並ぶ普通の食用米以外に加工米、飼料米、業務用米などの需要をさらに高めていくとともに、主食用米の品質を上げて競争力を高める必要があると思います。品質については、年によって1等米比率が落ち込むこともありまして、高品質の維持が課題と言えます。また、食味に影響するタンパク質の低減もすべての農家が取り組んでいるとは言えず、ここにも課題がありそうです。本来的には、米の効果が経営の多角化を進めて、園芸等、米以外の作物の作数を増やすことも課題だと思われれます。新潟市では、来年度以降も生産面積の目安の配分をするだけでなく、自治体農政として、減反への独自の支援措置が継続されると聞いております。新潟市にあっても、米の生産量の抑制を図りつつ、主食用米のより一層の高品質化が求められますが、行政からの積極的な誘導支援を期待するところです。米についてばかり焦点を当てましたが、そういうことであいさつを終わらせてもらいたいと思います。

議事に入る前ですけれども、本日の議事録署名委員については、会長が指名することとなっておりますが、今回は久川委員と濱田委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項に移ります。はじめに新潟市農業構想の目標達成状況報告について、ご説明をお願いいたします。

(農業政策課長)

農業政策課です。おはようございます。私から、報告①新潟市農業構想の目標達成状況報告についてご報告をさせていただきます。本日、説明いたします、農業構想につきましては、こちらでございますけれども、平成 21 年の 4 月に策定を行いまして、計画期間を平成 27 年度から平成 34 年までとしております。これにつきましては、市の総合計画でございます、にいがた未来ビジョンの計画期間を合わせた、いわゆる農業部門に関する計画という形で位置づけをさせてもらっております。本構想では、先ほど、部長のあいさつにもございましたが、将来像を食と花の都～笑顔あふれ明日を拓く大農業都市～として、五つの基本方針を定めまして、その下に 12 の目標を掲げ、本市の農業農村の振興を図ることとしております。また、農業構想の全体の進行状況につきましては、毎年、本審議会に報告をさせていただきます、ご意見をいただくということになっております。ご意見をいただいた後にホームページ上で一般市民の皆さんに公表するという形になっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

本日の資料でございますが、資料 2-1 と資料 2-2 を使わせていただきます。資料 2-1 につきましては、農業構想は進行管理ということで、一覧表で A 4 一枚でございます。資料 2-2 につきましては、農業構想の達成状況と評価を記載したものでございまして、A 3 版で 3 ページございますので、よろしく願いいたします。特に今日は資料 2-2 を中心に説明させていただきます。

それでは、資料 2-2 をお開きいただきたいと思います。新潟市農業構想目標の達成状況と評価でございます。指標ごとに 12 の表に区分されております。それぞれの表の上段には、指標名が記載されております。2 段目の最初に作付けをいたしました平成 25 年当時の数値でございます、二つ隣には本日、ご報告の平成 28 年の実績値でございます。そして、一番右の欄には、最終年度の平成 34 年度における目標数値が記載されております。3 段目は、目標を達成するための主な事業という形になっています。4 段目には、平成 28 年度事業に対する評価ということで、いわゆる自己評価になりますけれども、私どもが考えております評価という格好になっております。最後の段に今後の方向性というものを記載されておりますので、よろしく願いいたします。

最初に指標①水稲作付面積でございます。本市の農業の最も大きな特徴は、日本一を誇ります水田面積と水稲です、これまでの特徴を活かした米づくりを進めてまいりましたけれども、主食用米の消費の減少、米価の下落、他産地の品質の向上等によりまして、産地間競争

が激化しておりまして、水田農業を取り巻く環境が著しく厳しくなっていることから、水稲作付面積の維持向上を本市農業の活性化の指標といたしております。結果は表のとおりでございますが、引き続き、各種施策の実施によりまして、水稲作付面積の確保を進めてまいりたいと考えているところです。

続きまして、指標②うるち米一等米比率でございます。水稲作付面積と並びまして、市場ニーズにこたえる高品質な米づくりを推進することを目標といたしまして、うるち米の一等米比率を指標としております。米の品質につきましては、天候等によりまして、大きく影響を受け、残念ながら目標を達成することができませんでしたが、今後は悪天候の影響を極力低減できるよう、適切な栽培管理などを農協と行いながら、目標を達成できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、指標③学校給食における地場産農産物（野菜・果物・きのこ）の利用割合です。本市では、地域の特色を生かしました生産団体等の協力のもと、地域の食材について学習や収穫体験の実施、あるいは学校給食におけます地場産農産物の円滑なコーディネートを行いながら、児童の食育の推進のほか、学校給食の地場産農産物の利用割合の向上にもつなげております。今後も、全市に波及する食育推進など学校給食の地場産農産物の利用向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、指標④認定農業者への農地集積率です。各地域単位で人・農地プランによりまして話し合いを実施いたしまして、中間管理事業を進めた結果、認定農業者への農地の集積率は上昇いたしました。今後も農業委員や農地利用最適化推進員、関係機関と連携した地域内での話し合いを進めまして、農地の集積を進めてまいりたいと考えております。

2ページ目、指標⑤新規就農者数です。関係機関との連携によりまして、各種事業の取組みによりまして、3年連続で60名を超える新規就農者を確保しました。今後もアグリパークでの相談支援業務や就農支援プログラムの充実を図りながら、国や県の給付事業を活用し、就農希望者の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、資料⑥市管理農業用排水機場の長寿命化対策工事の実施数です。本市が所有し、管理しています農業用の排水機場は10機場ありますが、老朽化が進行し、長寿命化対策工事が必要となっております。平成28年度の対策工事といたしましては、濁川排水機場、本所排水機場、蔵岡排水機場に係る長寿命化工事を着手いたしました。

次に資料⑦はほ場整備率です。農業生産コストの低減と担い手への農地の利用集積を図るためには、関係機関との連携を図りながら、ほ場整備を推進しております。ほ場整備率は、構想策定時から1.4ポイント上乘せとなりましたが、このままでいきますと目標値の60パーセントを達成するには難しい状況となっております。そのため、平成28年度からは、調

査や計画づくりの支援をするほ場整備促進活動費補助金を創設いたしました。この施策は、地域のほ場整備に取り組む意欲につながるほ場整備率を上げるものと期待しているところがあります。

次に、指標⑧は多面的機能支払の取組み率です。平成 28 年度は 8 区で 187 の組織が 1 万 6,750 ヘクタールの面積で農地維持活動に取り組みました。今後は、未実施の地区に対しまして、地域の農道や水路等の地域資源を適切に管理しまして、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるよう事業制度の普及啓発を図りながら、取組面積の増加に努めてまいりたいと考えております。

3 ページ目、最初に指標⑨は、主食用水稲作付面積に占める化学合成農薬・化学合成肥料を 5 割以上削減した栽培面積の割合でございます。安心・安全で高品質な米づくりと環境負荷を低減した持続可能な水田農業を推進するため、主食用水稲作付面積に占めます化学合成農薬・化学合成肥料の使用の割合を 5 割以上低減いたしました面積割合を指標としています。策定時に比べますと微増ではございますが、引き続き各種施策を実施しながら、目標達成に努めていきたいと考えております。

次に指標⑩は田んぼダムの面積です。田んぼダムは、雨水を一時的に水田に貯留させ、時間をかけて流すことで、配水量が排水路や排水機場の能力を超えないようにして、農地や市街地の浸水被害の軽減を図ることを目標としております。主に多面的機能支払交付金事業の活動組織が整備と管理をしておりますが、より一層の取組み面積の増加に普及啓発を図っていききたいと考えております。

次に、指標⑪が農業サポーターの活動人数（述べ活動日数）でございます。本日は、都市住民の農業への理解と関心を高めるとともに、農家の労働力不足の解消の一助とするため、農業に関心のある市民を農業サポーターとして登録し、ボランティアで農作業を手伝ってもらうものです。既存の農業サポーターが減少したため、前年比で延べ日数は減少しましたが、今後も、農業サポーターの持続的な活動を支援しながら、農家と自主的運営を促すとともに、都市住民への農業理解を深めてまいりたいと考えております。

最後は、指標⑫教育ファーム（農業体験学習）取組み小学校割合です。子供たちに生きる力と郷土への愛着を育むため、アグリパークなどを中心に教育委員会と連携して作成いたしました「アグリ・スタディ・プログラム」を推進し、平成 28 年度も市内すべての小学校で農業体験学習を実施いたしました。今後も全小学校での実施を継続し、あわせて質の向上を図ってまいりたいと考えております。

農業構想の進行状況と評価に関する説明は以上でございます。今後も新潟市の農業・農村が目指す将来像の実現のために、農業構想に基づき、各種施策を引き続き展開をしていき

いと考えています。以上、農業構想の進行管理について説明を終わります。よろしくお願いたします。

(平泉会長)

ご説明ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問はありませんか。

(高橋委員)

2点ほどお聞かせいただきたいと思います。まず、1ページ目の①の水稲作付面積でございます。この流れを見ますと、来年から国の初めてというか、政策転換もあって、これから転作というものが社会的にも通論かと思うのですけれども、面積を見た限りでは、あまりうまくいっていないのかな。あるいは非協力的なところがあってこのようになるのかと疑問はあるのですけれども、主食用の全国需給で考えれば、抑えるためには米も主食以外、飼料米だとか、ここにもある輸出に回してしまえば。ただ、輸出するといっても手続きなど、お金とか、けっこうコストがかかりますので、そんなに思うようにいくのかなということがありますが、飼料米と輸出用ですが、新潟市の場合は、昨年度、出てこないのですけれども、どんな状況になっているのかをお聞かせいただきたいというのが一点です。

もう一点は、3ページ目です。⑤新規就農者数の推移でございます。いいところをいっているのかなというか、コンスタントに使われているなということで、非常にがんばっておられるのかなという気がします。ただ、問題は就農者数はいいのですけれども、農業だけではないのですけれども、なかなか定着しないというのがありますので、実際にここに書いてある数字がどう変化しているのかなと。定着率がお分かりになったら教えていただきたいと思ます。

(平泉会長)

今、指標①と指標⑤に関する質問がありましたが、説明をお願いいたします。

(農地政策課長)

まず指標①の水稲作付面積につきましては、水稲作付面積でございますので、主食米のほかに加工用米ですとか、今、ご質問がありました飼料用米、輸出米を含めて水はり面積を確保したいということで、こういった数字にはなっております。その中で、今のご質問は、飼料米と輸出米がどれくらいあるかということでございます。平成 28 年度の数字といたしましては、飼料用米は 554 ヘクタールございました。輸出用米につきましては、127 ヘクタールございました。新潟市といたしましては、飼料用米については、正直いってあまり力を入れていない部分もございまして、どちらかという加工用米ですとか、米粉用米のほうが量的には多いと。ちなみに加工用米は 2,386 ヘクタールほどございました。

次に、指標⑤の新規就農者の定着率でございます。すべての新規就農者になった方をずっ

と追いかけているということは、なかなか難しい状態でございますが、私ども青年就農給付金ということで、国から補助金があるものがございます。一応、平成26年から今年の12月現在で41名の方が、その資金をいただきまして就農されていますが、そういった方は当然、国からお金をいただいていますので、しっかりとどういう状況になっているかということも毎年、確認させてもらってまして、41名の中では一応、1名だけ離農された方がいらっしゃいます。この方は、前に学校の先生などをされていた方で、農業に魅力を感じて入ってきたのだけれども、やはり教育現場に戻りたいということで戻られた方が1名いらっしゃったということです。私どもとしては、そういった意味で、判別できる中で定着率は一定程度あると理解しているところです。

(平泉会長)

ありがとうございました。

(八子委員)

いっぱいあるのですけれども、先に①の同じような水稻作付面積について、ご質問させていただきます。最初のところの多様な米づくりの推進ということで、新潟は新之助という新しい銘柄も出ておりますけれども、今までのコシヒカリ一辺倒では、こしいぶきもありますけれども、これからは厳しいかなと思いがしております。少子高齢化が健康志向の時代になっていますので、食べる順番ということで、我々も健康関係のほうで動いていますので、そういうPRもするので、そうするとお米が一番最後になるのです。お米だけじゃなくて、炭水化物類が。そうすると、なかなか厳しいなと思われれます。ただ、健康志向の中には、米だけでなく、大麦、もち麦とか、雑穀米だとか、そういったこともすごくアピールされておりますので、それが地域の隣にまたそういったものがあつたりすると、なかなか難しいとは思いますが、そういう一つの考えもあるということで、政策を練るということも大事かと思えます。

以前、上越の方で、農業機械の稼働率を高めるために、いろいろなお米を機械がうまく稼働、うまくできるような作付をしているという講演を聞いたことがあります。そういったことも、場所によっては難しいかもしれないのですけれども、新潟も難しいかもしれないですけれども、取り組んで、あるいは考えてみる必要があるのではないかと考えております。あとは加工用として高齢者向け。2025年、75歳以上の団塊の世代を迎えるわけなので、ということも視野に入れての持って行き方もあるかと思っております。

(平泉会長)

今の点に関してどうぞ。

(農業政策課長)

ありがとうございます。ここにありますように、多様なお米ということで、水稻面積を確保する多様な米づくりが必要ということで、委員のご指摘のとおり、私どもも主食米だけではなくて、主食米だけれどもコシヒカリ以外ということで、業務用米を含めた多様な米づくりというのは重要と考えております。また、大麦、もち麦などお話がありましたけれども、そういったものもいわゆる水田をフル活用、田んぼをフル活用するという中で、米だけではなくて、麦、大豆も含めまして推進していくということで、事業は進めさせていただいています。評価のところには田んぼフル活用を活用したと書いてありますが、田んぼフル活用の中にそういった大麦といったものも含めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(石塚委員)

一つ基本的なことで、全体的なことで質問させていただきます。

前回の会議で、今日と同じような指標の達成率の資料がございました。私、素人目線で、これが農業構想の実現政策として連携されている施策 25 とその下にある取組みが 50 以上あるのですけれども、そのどれに対応するのか理解に苦勞しまして、その後、いろいろ調べたりして、ある程度、理解が進んだのですけれども、私と同じような立場にある一般市民の方々が、この指標というものを情報公開されても、これが取組みや施策、どういう関係にあるのか分かりにくい点もあると思っておりますので、この場をお借りしまして、どのような関係にあるのか。つまり直接対応で分かりやすくなっていないのです。普通に考えると施策があって、その下に取組みがあって、その取組みの達成率はどうかと出ているのだと思ったら、項目面では違ったりして分かりづらかったものですから、その点、ご説明をお願いしたいと思います。

(平泉会長)

政策目標と政策指標との関係についてよろしく申し上げます。

(農業政策課長)

非常に分かりづらいというご指摘で、大変申し訳ありません。今、委員からありましたように、私どもも将来像を達成するために、競争力のある食と花の確立とか、意欲ある多様な担い手の確保・育成という格好で 5 つの方針を定めまして、実はその下に 56 だったと思うのですが、取組みがあります。その取組みをすることによって、5 つの方針の実現をしまして、将来像を達成したいということで、作成をさせてもらっていますが、今回のいわゆる今、説明させてもらった指標は、その中の代表的なもの 12 としまして、この 12 を全部達成したらその五つが全部達成するかということにはならないかもしれませんが、一応、代表的なものとして、ほかのところにもかわりのある格好で進めさせてもらっております。そういった意味で言いますと、例えば、方針 1 の競争力のある食と花の確立というのは、どの

指標なのだよということで、少し分かりづらいところがあるかもしれませんが、それにつきましては、例えば、次回に横にもう一つ、方針の1にかかわるものを提示するとか、そういうやり方をするによって分かりやすくはしていきたいと思います。一つ一つの指標が、基本方針の1だけとかということではなくて、1とか、2にかかわるものがありますので、そういった意味では分かりづらかったと。実際、56ある取組みというのが、いわゆる例えば、指標①の目標達成するための主な事業。こんなところに該当しているものがありますが、必ずしもすべてのところに一致しているわけではございませんけれども、こういった取組みを、あるいは事業を実施することで指標を実現して、その指標を実現することがそれぞれの方針を実現することにつながると考えておりますので、よろしく願いいたします。あくまでも12の指標は、その中の代表的なものをピックアップさせてもらったという形になっておりますので、少し分かりづらくて大変申し訳ありませんでした。

(石塚委員)

関連してもう一つ質問させてください。取組みの中には、50いくつある項目を見てみると、例えば、施策2の下に非主食用米の生産推進、そのほか多収穫米の生産推進、あるいは施策4の下には農畜産物に関するもの、あるいは品質確保に関するICTの導入による品質確保。これがもし、ICTの導入が問題であればの話ですけれども、こういったものは数値にして示しやすい項目ではないかと思うわけです。ほかにも大事なものだと思うのですが、施策9の下に農畜産物輸出の促進というものがあります。あるいはこれも大事なものだと思うのですが、施策14の下の④に耕作放棄地の解消というものがあります。こういったものは、取組みの中には、いろいろな性質のものがございますから、数値化して資料として出しにくいものとかあるのは重々承知しているのですが、今挙げたようなものなどは、数値化しやすいものですし、数値化して示すべきものかもしれないとも思うわけです。これらについては、どのような形で達成率というか、あるいは達成率の目標を設定しているのかということをもっとお伺いしたい点ですし、もし設定しているのならば、年度ごとの、あるいは数年ごとの達成率の状況というものは公表されることはないのかということをお尋ねしたいと思います。

(平泉会長)

今、12の挙がっている指標以外の指標の達成状況ということですが、お願いします。

(農業政策課長)

まず、いろいろ数字がございますが、先ほど申しましたように、代表的なものについて12の指標を定めさせてもらいました。そのほかの例えば、取組みごとにいろいろな多収穫米の推進と書いてありますが、それはどうなったかということがなかなかこの審議会で数字

としてお示しをしておりますけれども、実は私ども毎年、新潟市の農林水産業という格好でこういった冊子を作っています。これは一般の人に配るということではなくて、かなりのページ数がございますので、一応、新潟市のホームページ上で公開されておまして、見ることがわけです。そういったところに実は、そういった数字なども載ってまして、例えば、この冊子の 35 ページに、多様な米づくりの推進事業という項目がございまして、この中に地域内流通をした加工用米の面積ですとか、新形質米の面積ですとかという格好で、私どもが当然、事業としてやったものの結果みたいな形でここに書いております。水稲作付面積を確保しようとする、地域内流通以外のものも当然含まれてきますけれども、その内訳として、地域内で流通したものについて、事業として取り扱ったものについては、こういったところで記載をさせてもらっています。基本的には事業としてやったものという格好で。例えば、耕作放棄地についても数字として、おおむねこういったもので入っておりますので、ぜひ見ていただきたいと思っております。

今、申しましたように、私ども事業として、例えば、地域内流通を進めて、それを続けることによって、最終的には指標①である水稲面積を確保しようということにしていますので、そういった地域内流通については、例えば、何年までにどのくらい増やしたいねという当然目標があります。ありますけれども、それはどちらかというと、財政と一緒にやって予算を確保しながら、これだけ予算を入れてやりながら、最終的にはここまで持っていきたいねということなので、一般的にはあまり公表させてもらっていませんけれども私どもの中では、この指標①を実現するために、こういう事業をやって、この事業の中では、こういう年度ごとにこれだけの目標を達成しながら、これだけ予算をかけていくと達成できるよねというような目標設定をさせてもらっておりますので、その辺は非公表でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。成果としての数字については、こういったものを見ていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(石塚委員)

関連してなのですけれども、分かりました。いろいろな性質とか、段階の階層の項目があるということですね。私はこの質問をさせていただいたのは、そもそも新潟市農業構想というこのパンフレットなのです。その最後から 2 ページのところには農業振興地域整備審議会の位置づけが書いてありまして、これを見ますと、農業構想の進行管理に関して、進捗状況によってはということだと思っておりますけれども、この審議会において、この農業振興地域整備審議会において、調査審議、あるいは計画の見直しと書いてあるわけですから、この会議がきちんと機能するには、それに必要な資料があったほうがいいと思っておりますし、場合によってはもっと広くホームページなどを通じて分かりやすく提示しておくことが必要だと思

いますので、これから検討事項として考えていただけたらと思います。

(農業政策課長)

ありがとうございます。ご指摘のとおり、この審議会でもって、進行管理をしていただきまして、場合によっては、これは8年間の計画でございますので、例えば折り返し地点で4年、来年になるわけですが、そこで若干なりの修正も当然あるということで考えております。今日、一応、皆さんから審議していただいて、よろしいということであれば、これについては今の数字についても、ホームページ上で公表させていただくという格好になっています。先ほどお話ししましたこちらのほうについては、審議会の中の目標の中に入っておりませんので、数字は数字として、先ほど申しました数字については、もうすでに一般的に公表されていると。今後、例えば、こういったものも皆さんにお配りをして審議いただくということも検討していきたいと思っておりますので、ありがとうございました。

(八子委員)

お尋ねしたい点が、どこに属するののかと思って先ほどから見ているのですけれども、どこにも属さないようなので、少し的外れになるのかもしれませんが、私、今後、少子高齢化が好転するということはなかなか難しいと、今現在のいろいろな数字を見ますと。そうした場合に、やはり消費を増やすには、観光という面で力を入れる必要もあるのではないかと思うのです。例えば、西蒲のほうですばらしいと思うのは、わらアートがありますよね。あれは、学生が来て、作って、それを見てくださいという形ですよ。そういったことではなくて、作る段階から来てもらう。そして、制作して喜んでもらう、ついでに農業サポーター、その時期にいいようなどこかのところで農業サポーターのような体験も兼ねてやってもらうというような、それぞれで個別に考えるのではなくて、総合的な何かプランを練って、国内外を問わず、観光客を呼び込むというような施策もぜひあってほしいなど。そういうことを考えれば、いろいろなイベントがあるわけなので、そこに若者も含めて、いろいろな方を抱き込んでしまうというような構想もあっていいのではないかと勝手に思っております。ご検討があればありがたいです。

(農業政策課長)

ありがとうございました。今、委員のご指摘が、すべてにわたるかどうか分かりませんが、例えば、私ども、基本方針の5のところ、食と花の理解を深める農のある暮らしづくりという格好で、その施策の24で農村・都市交流の推進というのがありまして、都市型グリーン・ツーリズムの推進ですとか、おっしゃるように農業サポーターシステムの推進とございます。まさにこういったことを実現することが委員のご指摘にもあると思っております。

なかなか農業以外のかかわりも当然ありますので、これは私どもでいくと観光政策課とい

うところがありますので、まさにそういったところと私どもも連携しながら、これから交流人口を増加させるということは重要な施策だと思いますので、ご指摘のとおり、そういったことも含めまして、進めていったらいいかと思っておりますので、ぜひお願いします。なお、多分、わらアートなども、作るところから学生を呼んだり、よそから来てもらったりして一緒にやっていると思いますので、そういったものがもっと皆さんに分かるようにしていくことも大事なのかなと思っております。ご指摘ありがとうございます。

(平泉会長)

次の議題に移りたいと思います。農業振興地域整備計画の変更についてということですが、地区ごとに分けて説明していただくということになっております。まずは、横越と新潟にかかわる農用地利用計画の変更について一括して江南区と西区からご説明をお願いいたします。

(江南区産業振興課長)

農業振興地域整備計画の変更につきまして、新潟市農業振興地域整備審議会運営要綱第2条第2項の規定に基づきまして報告いたします。

私からは、江南区所管分といたしまして、旧横越町にかかわる部分と、旧新潟市のうち現在、江南区内にあります10ヘクタール未満の農用地区域からの除外につきまして、すでに公告済みの案件について報告するものです。説明にかかる資料につきましては、3-1と3-2です。

まず、はじめに横越農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更についてご説明いたします。資料3-1の1ページ、1変更の概要(1)変更種別は除外で以下の2件になります。2件のうち、江南区阿賀野1丁目と江南区駒込の2件になります。2件の位置につきましては、3ページ目のA3の資料に記載のとおりでございます。最初のページに戻りまして、(2)変更概要についてです。この表の付図番号1、除外箇所につきましては、江南区阿賀野1丁目2510番外2筆です。位置等の詳細につきましては、資料の4から6ページに住宅地図などで詳しい場所がついております、ご覧いただければと思います。農用地区域からの除外理由につきましては、石油天然ガス掘削のための坑井及び付帯諸施設設置のです。除外面積は1,294平米、登記簿地目は畑です。

付図番号2ですが、除外箇所は江南区駒込字前郷243番です。位置等は、資料の7から9ページに住宅地図等が標示されております。除外の理由につきましては、野菜集出荷場設置のです。除外面積は1,157平米、登記簿地目は宅地です。

1ページ目の2変更理由です。付図番号1、石油・天然ガス掘削のための施設用地についてです。当該地は、帝国石油株式会社が石油・天然ガス掘削のための坑井及び付帯諸施設用地として、昭和40年6月2日付で農地法第5条許可を受け事業を開始し、現在も継続して

おります。昭和 46 年に農用地区域の定められる以前にすでに非農地化していることから、農振法第 10 条第 3 項非該当。農用地等とすることが適当な土地ではないのに、線引きの当時、農用地に含めてしまったものであります。として、横越農業振興地域整備計画を変更したものです。

付図番号 2、野菜集出荷場用地についてです。当該地は昭和 56 年に横越村農業協同組合が野菜集出荷場を建築し、昭和 57 年に非農用地区域として、亀田郷土地改良区による換地処分が行われた土地です。平成 15 年に農協から横越町へ土地と建物が所有権移転され、平成 17 年の市町村合併により新潟市へ承継されました。現在は、主に農産物消費イベントや地域の集会所、公民館活動など地域交流の拠点として利用されております。

創設非農地とは、換地により新たに生み出された非農地。創設非農地として換地処分されていることから、農振法第 10 条第 4 項該当。土地改良事業に伴う換地により農用地以外のように供する土地に該当する場合は、本来、農振除外すべきなのに当時しなかったものとして、横越農業振興地域整備計画を変更したものです。

2 ページをご覧ください。3、変更箇所位置図及び詳細図につきましては、4 ページから 9 ページの図面のとおりです。4、変更箇所に係る農林水産事業実施状況につきましては、該当する事業はございません。5、当該変更の経過につきましては、資料に記載の表のとおりです。

以上で横越の部分を終了いたしまして、引き続きまして、旧新潟市域に係る新潟農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更についてご説明いたします。これについては、資料 3-2 です。1 ページをご覧ください。

1 変更の概要 (1) 変更種別の除外で以下の 6 件になります。地図につきましては、先ほどと同じように付図番号 1 から 4 につきましては、資料 4 ページの位置図 1 が江南区分です。付図番号 5 から 6 につきましては、資料 5 ページの位置図 2 に記載表示のとおりです。こちらは西区の分になります。

資料 3-2 の 1 ページに戻ります。(2) 変更概要についてです。こちらの表に基づいてお話しします。付図番号 1 から 4 の江南区の案件にご説明いたします。なお、付図番号 5、6 の西区の案件につきましては、西区の農政商工課長よりご説明いたします。

付図番号 1、除外箇所は江南区大淵 182 番外 5 筆です。位置住宅地図等は、資料 6 から 8 ページに添付してございます。除外理由は大規模共同育苗施設設置です。面積は 1,329 平米。登記簿地目は畑です。付図番号 2、除外箇所は江南区俵柳 535 番、位置図等は資料 9 から 11 ページに添付してございます。除外理由は専用住宅建築です。面積は 770.24 平米、登記簿地目は宅地です。付図番号 3、除外箇所は江南区松山 1935 番外 1 筆。位置図等は資料の

12 から 14 ページでございます。除外理由は太陽光発電施設設置です。面積は 5,979 平米、登記簿地目は雑種地です。付図番号 4、除外箇所は江南区松山 1240 番、位置等の資料につきましては、15 から 17 ページをご覧ください。除外理由は農家住宅建築です。面積は 640.68 平米、登記簿地目は宅地です。

続きまして、2 変更理由についてご説明いたします。資料 1 ページの下段でございますけれども、付図番号 1、大規模共同育苗施設用地についてです。当該地では、昭和 46 年に大江山農協による大規模共同育苗施設が着工となり、昭和 47 年から大規模共同育苗センターとして稼働しました。育苗センター廃止後は、倉庫として使用され現在に至っております。また、敷地の一部は隣接する椿田病院の増築部分、倉庫及び職員駐車場として使用されています。昭和 48 年に農用地区域の範囲が定められる以前に非農地化していることから、農振法第 10 条第 3 項非該当として新潟農業振興地域整備計画を変更したものです。

資料の 2 ページをご覧ください。付図番号 2、専用住宅用地についてです。当該地に建築されている専用住宅につきましては、昭和 41 年に建築確認申請がなされて、昭和 44 年の航空写真からもすでに建築されていたことが確認されます。こちらにつきましても、昭和 48 年に農用地区域の定められる以前にすでに非農地化していることから、農振法第 10 条第 3 項非該当として新潟農業振興地域計画を変更したものです。

続きまして、付図番号 3、太陽光発電施設用地についてです。当該地は、平成 7 年にもみ殻処理施設として、農業用施設用地へ用途変更されました。平成 9 年に創設非農地、換地により新たに生み出された非農地として、亀田郷土地改良区による換地処分が行われ、平成 25 年に亀田郷土地改良区が太陽光発電施設を設置し、現在に至ります。創設非農地として換地処分されていることから、農振法第 10 条第 4 項該当として新潟農業振興地域計画を変更したものです。

付図番号 4、農家住宅用地についてです。当該地は昭和 50 年に農家住宅を建築し、昭和 63 年に増築を行い現在にいたします。昭和 62 年から平成元年にかけて、亀田郷土地改良区による換地が行われており、換地後の地目が宅地、平成 2 年に完了であることから、当該土地は土地改良事業による創設非農地であり、農振法第 10 条第 4 項該当として新潟農業振興地域計画を変更したものです。江南区に係る件につきましては以上です。引き続き、西区につきましてボタンタッチして説明いたします。

(西区農政商工課長)

引き続き、西区の案件についてご説明させていただきます。

変更の概要についてご説明させていただきます。資料 3-2 の 1 ページの表にお戻りください。西区の案件は付図番号 5、6 になります。付図番号 5 ですが、除外箇所は西区新通

3878 番 1 外 1 筆でございます。位置などにつきましては、資料の 18 ページから 20 ページとなっております。除外理由は、専用住宅建築のためです。面積は 577 平方メートル、登記簿地目は宅地でございます。また、1 ページの表、付図番号 6 でございますが、除外箇所は西区五十嵐西 9699 番 10 でございます。位置等につきましては、資料の 21 ページから 23 ページをご覧ください。除外理由は、専用住宅建築のためでございます。面積は 220.67 平方メートル、登記簿地目は宅地です。

続きまして、変更理由についてご説明いたします。資料 3-2 の 2 ページをお願いします。付図番号 5、専用住宅用地についてでございます。当該地は昭和 39 年に宅地に転用し、専用住宅が建設されております。昭和 44 年撮影の航空写真からも当該敷地内に住宅が建築されていることが確認できます。昭和 48 年に農用地区域の範囲を定められる以前にすでに非農地化していることから、農振法第 10 条第 3 項非該当として新潟農業振興地域整備計画を変更するものでございます。

続きまして、付図番号 6、専用住宅用地についてです。当該地は当初、3 筆に分かれており、昭和 46 年に東側の 2 筆が市街化区域に設定され、西側 1 筆が市街化調整区域に設定されましたが、新潟県より市街化調整区域でも 5 年間は住宅を建てるのが可能となっていたため、建物が建設されたという経緯がございます。一方、新潟農業振興地域整備計画については、昭和 46 年に農用地区域の地域指定を行い、昭和 48 年に計画が策定されたため、同時期の建設情報が欠如していたということでございます。登記上は平成元年に昭和 40 年にさかのぼって地目も宅地が変わっていることから、農振法第 10 条第 3 項非該当として新潟農業振興地域整備計画を変更するものでございます。

続きまして、資料の 3 ページをご覧ください。変更箇所位置図及び詳細図については、先ほどご覧いただいたとおりでございます。

4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況については、該当ございません。5 当該変更の経過につきましては、下記の表のとおりでございます。新潟農業振興地域整備計画の変更についての説明は以上です。

(平泉会長)

説明ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問はございますか。

(八子委員)

質問というほどのものではないのですけれども、付図番号 3 の太陽光発電施設用地ということの変更なのですけれども、いわゆる電力としての販売を目的としているのか、それともその農家の方がハウス栽培等の利用として設置されているのか知りたいと思いましたので、教えていただければありがたいです。

(江南区産業振興課長)

土地改良区が事業主体でございまして、齋藤委員に聞かれると。

(八子委員)

もしお分かりでしたらでいいです。

(齋藤委員)

私の知っている範囲で。

私も4月から理事長になったわけですが、この経緯は当然承知しております。大江山地区で基盤整備がございまして、換地が発生して、改良区が土地をここに有したということで。電力に関してはいろいろこのたびの電力の太陽光の事業推進があったわけですが、そこに私ども持ち込んで、販売はしておりません。私どもの用水、排水の電気料に充てております。それでもまだ足りないですが、補助的といいますか、大いに助かっておりますが、そんなところでは。販売はしておりませんし、私どもの事業の電気料の補てんということでご承知願いたいと思います。

(平泉会長)

齋藤委員ありがとうございました。では、特になければ次に移りたいと思います。

続いて、新津における農用地利用計画等の変更について、秋葉区から説明をお願いいたします。

(秋葉区産業振興課長)

資料3-3をご覧くださいと思います。秋葉区新津地域内の蕨曾根997番1の216平方メートルの畑に農家の分家住宅を建設することについて、農振法第13条第2項に該当するものとして、当該箇所を農用地区域から除外する変更を行ったものでございます。

変更理由です。変更箇所の蕨曾根集落につきましては、付図1-1及び付図1-2のとおり、信濃川右岸の堤防下に立地する純農村地帯で施設園芸が盛んな地域でございます。集落内では農家住宅と農振農用地区域が混在押しているという地理的特徴がございます。申出者ですけれども、現在秋葉区蕨曾根集落において花き園芸を営んでいる農業者の長女の方です。結婚して集落外へ一旦出たのですけれども、両親の高齢化が進み、今後農作業を続けることが難しくなることから、農業継続をこの女性の方が決断されまして、後継者として早期に技術習得、農業研修をしなければいけないという状況でございます。現在、実家は70歳近い両親と申請者である娘さんと3人で経営する柿農家でございます。自宅そばにハウス5棟、近隣にハウス11棟を有するほか、水稻1.2ヘクタールを耕作している、地域農業を支える中核的な農家の方でございます。こうした差し迫った後継者育成の中で、今回、申し出いただいた娘さん夫婦が集落に戻って定住すると。技術を習得しながら、農業経営を引き継ぐこ

とが農村集落の維持活性化とともに、地域農業の担い手の確保にもつながるものでもあり、このための受入として、必要な分家住宅を建設するものでございます。土地の選定にあたって、一つは申請者夫婦が農家の後継者として当面、父親から技術指導を受けながら従事することや、栽培管理場から実家やハウスに近い土地であること。また、近くに市街化区域がなく、集落内の農振白地の土地についても、未利用の適地が存在しなかったということ。さらに農地の集団性への支障や隣接する農地に悪影響を及ぼさないことなどを審査いたしました。結果として、施設の必要性や位置の選定規模などは適当と判断し、また農振法に規定する除外要件をすべて満たすことから、当該土地を農用地区域から除外し、記載のとおり平成 29 年 9 月 8 日に 12 条の公告を実施しております。3、4、5 という経過をふまえて、今回、実施しましたことを報告させていただきます。以上で新津地域の説明を終わります。

(平泉会長)

今、新津地域の説明をいただきましたが、ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。

引き続き、次の地区に移りたいと思います。続いて、白根における農用地利用計画等の変更について、南区からご説明お願いいたします。

(南区産業振興課長)

白根農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について、1 件報告させていただきます。資料 3-4 をお開きください。

変更の概要ですけれども、除外になります。除外箇所ですけれども、南区東萱場字参人割 263 番 1 ということで、付図 1-1、1-2、1-3 とつけてありますけれども、概要は付図のとおりであります。除外前の用途区域区分といたしましては農用地ありまして、この除外理由につきましては法第 13 条 2 項の該当ということで、農家の分家住宅建設のためということになります。広さは 299 平米の畑でありまして、住宅用地ということになります。この届け出は、今年の 8 月 3 日に事前相談を県のほうに提出いたしまして、それぞれの手続きを終えた末、11 月 6 日、12 条の公告を行って農振除外を行っております。

変更の理由につきまして、申出者は実家の農作業を手伝いながら、両親も年齢を重ねまして、今までどおりの農作業をこなすことがなかなか難しくなったということでもあります。申出者夫婦の農作業の作業量も増えてきておりまして、実家の敷地には住宅や居住者の駐車場のほか、農作業の必要な施設や農地があるため、新たな住宅を建設するスペースがないということもございます。実家敷地以外に住宅建設の用地を探す必要があったということもございます。当該地に申出者が定住することによって、実家の農業経営の維持ひいては地域農業の担い手の確保につながることから、実家と同じ集落内の近隣集落内において、当該開発に

必要な規模の土地を確保しようとしたものでございます。そんな流れで、この手続きを行いました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

(平泉会長)

ありがとうございました。

今、白根の事例についてですが、何かご質問はありませんか。なしということで。

続きまして、巻と西川における農用地利用計画等の変更について、西蒲区から一括して説明をお願いいたします。

(西蒲区産業観光課長)

西蒲区所管の案件についてご報告いたします。

最初に、巻農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更についてです。資料3-5をご覧ください。変更の概要につきましては、西蒲区下木島字上田81番、83番の2筆。地目は畑、面積については1,689平米を廃タイヤの集積場とするために農用地から除外するものです。

付図1をご覧くださいと思います。図面上でご覧いただきますと、変更箇所が左手に角田山がございます。この地域は、角田山のふもとの山間の地域ということになります。変更箇所での8年未経過の事業の実施はございません。

続きまして、西川農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更についてです。資料3-6をご覧ください。付図番号1、これは西蒲区桑山340番地、1,295平米・これを県営ほ場整備事業の実施に伴って農用地のほうに編入するというものです。また、付図番号2については、西蒲区西汰上185番他3筆、1,920平米を農地耕作条件改善事業に伴って農用地に編入するものです。一枚めくりますと農用地利用計画図がございます。付図番号1が桑山、2が西汰上となっております。詳細については、それぞれ付図番号1-1及び2-1になっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

(平泉会長)

ご報告ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

(高橋委員)

下木島の変更の関係でございますが、廃タイヤの集積場のために農振除外と。当然のことながら、整地して廃タイヤの集積場になるのだらうと思うのですが、当然、廃タイヤということでございますので、近隣の土壤に汚水が流れ込んで、後で被害が出るということは、農振法上はどうかのこのというのはないのですけれども、関係法令でどんどん進んでいきますと、当然、その辺のところ調査が必要になるのかと懸念しております。当然、農振の除外

された後に引き継がれるときは、関係の部局とよく連携いただければと思います。

(西蒲区産業観光課長)

当然、除外した後の使われ方、それから周辺農地への影響については、検討することになっておりますので、事業主とも調整しながら、そういった問題が起きないようにということで調整は終わっておりますし、関係機関との調整も終了しております。今後とも事業主の活動については、こちらとしても見ていきたいと思っております。

(石塚委員)

資料3-5の記述の中に産業廃棄物保管基準に沿える適地とありますが、具体的にはどのような土地をいうのでしょうか。

(西蒲区産業観光課長)

産廃に関する規定ということで、立地条件とか、いろいろな規定がございます。例えば、市街地周辺でだめとかというところがありまして、最も今回の場所を選定するにあたっては、場所柄、産廃のほうで決められている場所を満たす場所ということから、今回の場所が選定されていると。その関係で産廃の基準が問題になっているということです。

(平泉会長)

ほかの方から何かご質問はございませんか。

次に、市街化調整区域における農畜産物直売所設置について、ご説明をお願いいたします。

(食と花の推進課長)

資料4をご覧ください。新潟市農畜産物直売所設置要綱に基づく市街化調整区域に設置する農畜産物直売所について、平成28年度に認定された案件についてご報告いたします。認定件数は1件でございます。直売所の名称は、やおやさんよさ君、開設者は高橋與四一、所在地は西区木場地内でございます。西区担当課及び関係機関との協議、調整を行い、要綱に基づく設置基準については、裏面にあるとおり、すべて出しているということでございまして、平成28年6月30日付で認定を行い、本年4月1日にオープンをいたしました。特産の枝豆を中心にすべて自家生産の農作物を販売しているということでございます。また、西区が毎年5月から10月まで、毎週日曜日に開催しております「西区新鮮あさ市」や、今年9月に行われております「ふれ！ふれ！西区ふれあいまつり」などにも参加をし、農産物の販売を行うなど、地域住民との交流も積極的に行っているということでございます。施設の概要等につきましては、添付の資料をご覧くださいければと思います。

(平泉会長)

ありがとうございました。今の説明について、ご質問ございませんでしょうか。

(八子委員)

裏の直売所概要のところに記載されております、販売物要件の中で、農産物そのものを販売するということはよくありますし、加工品というものも目にするわけですが、加工品というのはやはり販売するには一定の資格というか、基準というものがありますよね。この方は単独でこれをなさるわけですか。もしそうであれば、こういった類いのものを販売されておられるのか教えていただきたいのです。

(食と花の推進課長)

同じ資料の中に開設計画書というものをご覧になれるかと思えますけれども、販売する品目がこちらに書いてありますが、すべて生鮮野菜をそのまま販売するというので、加工は行わないことになっております。もし、加工しながら販売するということになれば、当然、保健所の許可ですとか、そういったものも必要になりますので、今回はそういうものではなく、ただ、作った野菜をそのまま売るといったことだったので該当しないということでございます。

(八子委員)

特に野菜の生産農家の方は、お米と違って保存が大変難しいと思うのです。私はこの方が新鮮な生鮮野菜を販売するということなのですからけれども、ものによっては乾燥させて販売することも可能かなと思うのですけれども、そういうことはありなのですか。天日干しとかして、味を凝縮するというものがあるのですけれども、そういうものはないわけですね。

(食と花の推進課長)

お聞きしている分には自分のところで取れたものをそのまま並べるということでございます。仮に柿みたいに乾燥させてとかということになると、また違うお話になってくるのかもしれませんが、今回の件ではないということでございます。

(平泉会長)

ほかに何かご質問ございませんか。

以上で、報告の議事を終了といたします。

次に、次第5のその他、平成30年度以降の本審議会について、ご説明をお願いいたします。

(農業政策課長)

お疲れさまです。熱心なご議論ありがとうございます。私から、資料5「平成30年度以降の本審議会について」ということで、ご説明をさせていただきます。冒頭に部長のあいさつでもございましたけれども、現在の委員の皆様におかれましては、平成30年3月をもって、一応、任期が満了ということになっています。したがって、平成30年度以降の本審議会の委員につきましては、一応、改選という格好で改選をさせていただくことになって

おります。その中で、特に委員の公募についてということでございます。現在の公募委員同様、平成 30 年度以降も公募委員 2 名を構成員としたいと思っておりますので、公募委員の募集を平成 30 年 2 月から実施いたします。今現在、委員の皆さんが活動している最中に公募するというので、大変失礼ではございますが、継続していくという関係で 2 月から委員の募集を開始したいと思いますので、よろしく願いいたします。募集については、市報、あるいは市のホームページで公開いたしまして、選考委員会において、作文を審査させていただくことによって、委員の合議によりまして、結果させていただきたいと思っております。一応、選考委員の構成については、本市議会の会長、農林水産部長、農業政策課長ということで、この構成員でもって審査させていただきたいと思っております。今後のスケジュールにつきましては、まだ案の段階でございますが、来年の 2 月に市報、ホームページ上で募集を開始したいと思っております。おおむね 1 か月くらいの周知期間をおいて募集したいと思っております。3 月に選考委員会を開催いたしまして、公募委員については委員会で決めますし、公募委員以外の方も含めまして就任依頼をその時点でさせていただきたいと思っております。平成 30 年度 4 月の新年度に入りましたら、新委員の皆さんに就任委嘱ということで進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

(平泉会長)

事務局からご説明いただきましたが、今の点に何か確認したいことはありませんか。

以上で、予定された議事を終了したいと思います。何か、最後にご質問等ございましたらいただきたいと思っておりますが、何かございませんか。

では、特にないようですので、以上で本日の審議会を終了したいと思います。会の進行を事務局にお返ししたいと思います。

(司 会)

平泉会長におかれましては、円滑な会議の進行をいただきありがとうございました。また、委員の皆様から長時間にわたり活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

先ほど、原課長からもありましたけれども、2 年間の任期にわたり、本市の審議会のご協力、まことにありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第 146 回新潟市農業振興地域整備審議会を終了いたします。大変どうもありがとうございました。